

平成 17 年 №31

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

改正理由

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の改正に伴い、放射線取扱主任者の教育訓練（定期講習）の追加等所要の改正を行い、併せて、字句の修正を行うものである。

承認経過

平成 17 年 7 月 14 日 放射線安全委員会 承認

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 7 月15日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成17年規程第27号

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第 5 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由： 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の改正に伴い、放射線取扱主任者の教育訓練（定期講習）の追加等所要の改正を行い、併せて、字句の修正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （取扱主任者等） 第10条 放射性同位元素等による放射線障害の防止について、次に掲げる事項を処理させるため、R I 実験施設に放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を置き、施行規則第30条の定めるところにより、放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、学長が選任する。 (1)～(10)〔省略〕 <u>2 学長は、取扱主任者の資質の向上を図るため、選任後1年以内（選任前1年以内に受講していた者は、その受講後3年以内）、その後は3年以内ごとに、法第36条の2に規定する定期講習を取扱主任者に受講させなければならない。</u> <u>3</u> 取扱主任者の職務を補佐させるため、放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を若干名置き、<u>第1項</u>の放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、学長が選任する。 <u>4</u> 学長は、取扱主任者が、出張、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合、取扱副主任者のうちから、取扱主任者の代理者を選任し、その職務を代行させるものとする。 〔省略〕 （廃棄） 第21条 放射性同位元素等を廃棄する場合は、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者の指示に従わなければならない。 (1)～(4)〔省略〕 (5) 水素3、炭素14、硫黄35、リン32又はカルシウム45を含む<u>液体シンチレーター廃液及び法令に基づき行われるモニタリングの際に生じる液体シンチレーター廃液（以下「液体シンチレーター廃液等」という。）</u>は、第3号による処理又は放射性有機廃液焼却炉により焼却することとし、焼却する場合における濃度は、それぞれ次のア又はイに掲げる基準を満たしたものでなければならない。 ア 水素3、炭素14又は硫黄35を含む<u>液体シンチレーター廃液等</u>については、その液中の放射性同位元素の濃度を1立方センチメートル当たり37ベク	〔省略〕 （取扱主任者等） 第10条 放射性同位元素等による放射線障害の防止について、次に掲げる事項を処理させるため、R I 実験施設に放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を置き、施行規則第30条の定めるところにより、放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、学長が選任する。 (1)～(10)〔省略〕 <u>2</u> 取扱主任者の職務を補佐させるため、放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を若干名置き、<u>前項</u>の放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、学長が選任する。 <u>3</u> 学長は、取扱主任者が、出張、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合、取扱副主任者のうちから、取扱主任者の代理者を選任し、その職務を代行させるものとする。 〔省略〕 （廃棄） 第21条 放射性同位元素等を廃棄する場合は、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、取扱主任者の指示に従わなければならない。 (1)～(4)〔省略〕 (5) 水素3、炭素14、硫黄35、リン32又はカルシウム45を含む<u>放射性有機廃液</u>は、第3号による処理又は放射性有機廃液焼却炉により焼却することとし、焼却する場合における濃度は、それぞれ次のア又はイに掲げる基準を満たしたものでなければならない。 ア 水素3、炭素14又は硫黄35を含む<u>放射性有機廃液</u>については、その液中の放射性同位元素の濃度を1立方センチメートル当たり37ベクレル以下と

レル以下とすること。

イ リン32又はカルシウム45を含む液体シンチレーター廃液等については、その液中の放射性同位元素の濃度を1立方センチメートル当たり3.7ベクレル以下とすること。

〔省略〕

（記録及び保存）

第26条 学長は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、施設の点検並びに教育及び訓練に関し、施行規則第24条第1項第1号に規定する事項及び放射線業務に従事した職員の作業内容等を記載した帳簿を備え、業務従事者等に所定の事項を正確に記入させなければならない。

2 取扱主任者は、前項の帳簿を点検のうえ、年度ごとに整理し、5年間保存しなければならない。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成17年7月15日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

すること。

イ リン32又はカルシウム45を含む放射性有機廃液については、その液中の放射性同位元素の濃度を1立方センチメートル当たり3.7ベクレル以下とすること。

〔省略〕

（記録及び保存）

第26条 学長は、使用、保管、運搬、廃棄、施設の点検並びに教育及び訓練に関し、施行規則第24条第1項第1号に規定する事項及び放射線業務に従事した職員の作業内容等を記載した帳簿を備え、業務従事者等に所定の事項を正確に記入させなければならない。

2 取扱主任者は、前項の帳簿を点検のうえ、年度ごとに整理し、5年間保存しなければならない。

〔省略〕